

令和6年9月20日（金曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	鈴 木 準 二 君
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂一郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学校教育課長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	説 田 藍 海		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第49号 令和5年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

日程第3 議第50号 令和5年度垂井町水道事業会計決算認定について

日程第4 議第51号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第5 議第52号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

- 日程第 6 議第53号 指定管理者の指定について
- 日程第 7 議第54号 令和 6 年度垂井町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議第55号 令和 6 年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議第56号 令和 6 年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第10 議第57号 令和 6 年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 議第58号 令和 6 年度垂井町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 議第59号 令和 6 年度垂井町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第13 議第60号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第14 議第61号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第15 議員派遣の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、6 番 鈴木準二君、7 番 山田成利君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（若山隆史君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

開会中に検査結果の報告が 1 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 議第49号 令和 5 年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

○議長（若山隆史君） 日程第 2、議第49号 令和 5 年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 中川泰一君。

〔決算審査特別委員長 中川泰一君登壇〕

○決算審査特別委員長（中川泰一君） ただいま議題となりました議第49号 令和 5 年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第 1 日の会議において設置、付託された後、9 月 4 日から計 5 日にわたり開催いたしました。審査に当たっては、歳入においては収入未済額及び不納欠損額の主なものについて、歳出においては不用額及び流・充用の主なもの、また翌年度繰越額について、執行部担当所管から説明を聴取し、議決した予算の目的に従って執行されたかどうか、また行政効果はどうであったかに主眼をおいて慎重に審査をいたしました。そして、採決の結果、本委員会といたしましては認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のとおり意見を付するものです。

1. 持続可能な行財政運営について。

公共施設の老朽化対策や頻発する自然災害への対応、物価高騰による負担の増大など、本町の財政運営は今後も厳しい状況が続くことが想定される。そのため、引き続き行財政改革を進

め、必要な施策や事業の計画的な、かつ着実な推進と持続可能な行財政基盤の構築に向けて取り組まれない。

２．不納欠損、未収金について。

税負担の公平性の観点から、容易に不納欠損処分を行わないよう、制度の厳正かつ公正な運用を図るとともに、関係各課との連携を密にし、新たな収入未済の発生抑制に向け、積極的かつ計画的な収納対策に努められたい。

以上で報告を終わります。

○議長（若山隆史君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第49号 令和５年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第３ 議第50号 令和５年度垂井町水道事業会計決算認定について

○議長（若山隆史君） 日程第３、議第50号 令和５年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 中川泰一君。

〔決算審査特別委員長 中川泰一君登壇〕

○決算審査特別委員長（中川泰一君） ただいま議題となりました議第50号 令和５年度垂井町水道事業会計決算認定について、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本案は、今定例会第１日の会議において本委員会に付託された後、９月５日に委員会を開催

し、担当所管から決算書について説明を聴取するなどして、慎重に審査をいたしました。そして、採決の結果、本委員会といたしましては認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（若山隆史君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第50号 令和5年度垂井町水道事業会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

日程第4 議第51号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第4、議第51号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第51号 垂井町福祉医療費助成に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議第52号 垂井町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第 5、議第52号 垂井町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第 1 日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔挙手する者あり〕

まず、原案に対する反対討論の発言を許可します。

討論は反対ですか。

〔「反対です」と呼ぶ者あり〕

では、5 番 小宅宏君。

〔5 番 小宅宏君登壇〕

○5 番（小宅 宏君） 私は、議第52号 垂井町国民健康保険条例の一部改正案は、現行の健康保険証廃止を前提としたものであるため、現行の健康保険証の存続をの立場から反対いたします。

マイナ保険証トラブル、医療機関 7 割で発生。全国保険医団体連絡会、保団連は昨日19日、2024年 5 月以降に全国の 7 割の医療機関でマイナ保険証に関わるトラブルが起きているとの調査結果を公表しました。政府は健康保険証廃止の前提として、不安払拭の措置を取ったと説明しますが、医療現場の不安は払拭されていない状況であることが分かりました。

調査には37都道府県の 1 万242医療機関が回答、このうち7,134機関、69.7%がマイナ保険証やオンライン資格確認のトラブルがあったと答えています。昨年12月に公表した調査結果より約10%増加しており、政府の強引なマイナ保険証推進策で利用者が増え、トラブルに見舞われる医療機関も増加したことが分かります。

トラブルの内容は、漢字が読み取れないが67%、カードリーダーの接続認証エラーが52%、資格情報が48%などとなっています。一旦、窓口で患者負担10割を請求した事例は9.4%で、10割負担と説明したら患者が受診せず帰った事例もあったといえます。今回、新たに選択肢を設けたマイナ保険証の有効期限切れは20%でした。電子証明書の 5 年の有効期限切れに気づかず、更新手続をしないまま医療機関を受診し、資格確認できない事例が起きており、今後急増が懸念されます。

保団連の竹田智雄会長は、トラブルが生じてても現行の保険証が併用されていれば、10割を請求される無保険扱いは解決する。国民皆保険を守るために、政府は一刻も早く保険証を残す決断をすべきと強調しました。

12月2日からの保険証の発行停止をめぐって、マイナ保険証がないと医療機関を受診できなくなるなどの不安が患者、国民に広がっています。政府が現行の健康保険証は発行されなくなります、マイナンバーカードを御利用くださいとポスターやチラシで宣伝しているからです。そもそも、マイナンバーカードをつくるかどうかは任意です。さらに、マイナンバーカードを保険証として登録するのも、マイナ保険証を使うかも任意です。任意の制度を普及するために保険証を廃止することには全く道理がありません。

政府は現行の保険証の廃止後、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を全員に、またマイナ保険証を持つ人には資格情報のお知らせを配付します。

しかし、資格確認書、資格情報のお知らせのどちらも、保険資格について保険証と同じ内容が記載されるとのことであり、保険証を廃止しても同様のものを配付するわけでありますので、まさに支離滅裂な施策と言わざるを得ません。

医療機関の窓口では、マイナ保険証の読み取り機器の不具合、災害による停電と様々なトラブルが起きています。制度の仕組み上、トラブルをゼロにすることはできません。その際、資格確認書に使われているのが保険証です。何のために保険証を廃止するのか意味不明だけでなく、これらは保険者の負担を増大させます。さらに重大なのは、現行の保険証は期限が来れば、新しい保険証が送られてくるのに対し、マイナ保険証は5年ごとに役場に行って自分で更新しなければならないことでもあります。更新を忘れると、窓口で10割負担を求められかねません。

現在行われている自民党総裁選挙では、一部の候補から保険証廃止の先延ばしなどの声が出ています。国民の批判の強さの表れです。現行の公的医療保険制度の下では、保険証を発行、交付する責任は国、保険者にあります。それを揺るがすことは許されません。

保険証廃止を撤回し、保険証を残すことを求めた上で、本議案について反対します。

○議長（若山隆史君） 次に、原案に対する賛成討論の発言についても許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 広瀬隆博君。

〔8番 広瀬隆博君登壇〕

○8番（広瀬隆博君） 私は、賛成の立場で討論させていただきます。

〔発言する者あり〕

今回の垂井町国民健康保険条例の一部改正につきましては、国の国民健康保険法の改正や診療報酬の算定方法の改正に伴い行われるものであり、本年12月2日以降、被保険者証及び資格証明書の発行がなされることを受け、見直すものでございます。

マイナンバーカードの取得、マイナ保険証の利用は任意でございますが、マイナ保険証を利用する場合、医療費の節約につながる点、窓口での限度額適用認定証等の提示が不要になる点、データの蓄積による治療への活用が期待される点など、メリットは多数ございます。

また、マイナンバーカードをお持ちでない方は、資格確認書の発行が制度化されており、本人からの申請によらず、資格確認書の交付を行うとの当町の説明もございました。

今回の条例改正につきましては、法改正によりほかの市町村においても同様に進められているものであり、国民健康保険制度の適正な運用や法律との整合、また安心して医療を受けていただく環境整備のために必要な改正であると考えます。

本議案可決の賛成をお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（若山隆史君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

採決は、起立により行います。

議第52号 垂井町国民健康保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第53号 指定管理者の指定について

○議長（若山隆史君） 日程第6、議第53号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第53号 指定管理者の指定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議第54号 令和 6 年度垂井町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（若山隆史君） 日程第 7、議第54号 令和 6 年度垂井町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

第 1 日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第54号 令和 6 年度垂井町一般会計補正予算（第 2 号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議第55号 令和 6 年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（若山隆史君） 日程第 8、議第55号 令和 6 年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

第 1 日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第55号 令和 6 年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、これを原案のと

おり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第56号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（若山隆史君） 日程第9、議第56号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第56号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第57号 令和6年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（若山隆史君） 日程第10、議第57号 令和6年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第57号 令和6年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第58号 令和6年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（若山隆史君） 日程第11、議第58号 令和6年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第58号 令和6年度垂井町下水道事業会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第59号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

○議長（若山隆史君） 日程第12、議第59号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第59号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ1,350万9,000円を追加し、予算総額を104億4,094万6,000円といたすものでございます。いずれも、令和6年8月31日の台風10号に伴う大雨により農林業施設、土木施設に被害が生じたことから、復旧等に必要な経費を補正いたすものでございます。

補正いたします主なものにつきましては、農林水産業費では町単土地改良事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金を、土木費では土砂浚渫業務に係ります委託料について、災害復旧費では大石川災害復旧測量設計業務に係ります委託料を、それぞれ増額の措置を行った次第でございます。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程をされました議第59号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第3号）につきまして、演壇におきまして補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,350万9,000円を追加いたし、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ104億4,094万6,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

このたび、令和6年8月31日、台風10号に伴う大雨により農林業施設、土木施設に被害が生じたことから、復旧等に必要な経費を補正するものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目7農地費でございます。

当初予算におきまして、ため池施設維持補修工事として50万円をお認めをいただいておりますが、西蛇池の土砂の撤去を行うため、予算に不足が生じる見込みとなりましたことから、工事請負費で50万円を、また当初予算におきまして、町単土地改良事業補助金として1,150万円をお認めをいただいておりますが、土地改良区が管理をいたす農業施設の修繕に伴い、予算に不足が生じる見込みとなりましたことから、負担金、補助及び交付金で400万円につきまして、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、項2林業費、目2林業振興費でございます。

当初予算におきまして、林道施設維持補修工事として100万円をお認めをいただいておりますが、林道の土砂を撤去するため、予算に不足が生じる見込みとなりましたので、工事請負費で250万円の増額補正をお願いするものでございます。

款8土木費、項3河川費、目2河川維持費でございます。

当初予算におきまして、土砂浚渫業務委託料として870万円をお認めいただいておりますが、河川等に土砂の堆積が認められ、緊急にしゅんせつを行うことから、予算に不足が生じる

見込みとなりましたので、土砂浚渫業務委託料として500万円の増額をお願いするものでございます。

款11災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 2 農業用施設災害復旧費でございます。

宮代地内の農業用排水路につきまして、国庫補助を受けて災害復旧を行うための設計業務に係ります委託料といたしまして、51万円の増額をお願いするものでございます。

項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 公共土木施設災害復旧費でございます。

台風10号の被害を受けました大石川の護岸につきまして、国庫補助を受けて災害復旧を行うための設計業務に係ります委託料として、99万9,000円の増額をお願いをいたすものでございます。

続きまして、5 ページ、歳入につきまして御説明をさせていただきます。

款19繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金でございます。

収支の均衡を図るため、1,350万9,000円の増額補正をお願いをするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第59号 令和 6 年度垂井町一般会計補正予算（第 3 号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第60号 教育委員会教育長の任命について

○議長（若山隆史君） 日程第13、議第60号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

〔教育長 和田満君退場〕

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第60号 教育委員会教育長の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

現教育長の和田満氏の任期が令和6年9月30日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第60号 教育委員会教育長の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

〔教育長 和田満君入場着席〕

日程第14 議第61号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（若山隆史君） 日程第14、議第61号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第61号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員 竹中美幸氏の任期が令和6年12月31日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める

ものでございます。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第61号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第15 議員派遣の件

○議長（若山隆史君） 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和6年第4回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時43分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 鈴 木 準 二

会議録署名議員 山 田 成 利